

公益社団法人青森県診療放射線技師会総会運営規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人青森県診療放射線技師会（以下「本会」という。）の総会を民主的かつ能率的に運営することを目的とし、定款細則第8条及び29条に基づき、これを定める。

(通知の期限)

第2条 総会の招集は、法令に基づき、総会開催日の2週間以上前に会員に、書面により通知する。
2 前項の書面には、総会の目的たる事項、内容、日時、場所及び欠席する正会員の議決権の取り扱いを示さなければならない。

(権利等)

第3条 正会員は、この規程に基づいて動議を提出する権利及び討論質疑の自由を保証される。ただし、定款に規定あるものは、それによる。

(義務)

第4条 正会員は、議長の統制に服し、会場に集う。
2 正会員は、開会時刻を守るとともに、閉会前に退席しようとするときは、議長の許可を必要とする。

第2章 総会運営委員会

(根拠)

第5条 総会の民主的かつ能率的な運営は、別に定めるものを除き、定款細則第26条第1項第3号に定める総会運営委員会（以下「委員会」という。）が行う。

(構成)

第6条 委員会は、理事2名と正会員若干名をもって構成する。

(委員会)

第7条 委員会は、互選により委員長を選任する。
2 委員会は、委員会の審議の結果を総会に報告する。

(任務)

第8条 委員会は、総会の付託に基づいて次の事項を審議し、その結果を総会に諮り、その承認を得て実施する。

- (1) 定款細則第7条による総会役員としての議長及び書記の選任
- (2) 委任状及び議決権行使書面の確認
- (3) 正会員の出席者数の報告
- (4) 議事の割り振りと進行
- (5) 議案及び動議の受付並びにその取り扱い
- (6) 会場配付の総会参考書類の取り扱い
- (7) 議場混乱のときの収拾
- (8) その他、総会運営について必要な事項

第3章 役員及び議事

(議長)

第9条 議長は、出席している正会員数を確認し、当該総会の過半数の同意で議案が成立することを報告する。ただし、出席者が過半数に満たないときは、休息又は散会或いは延会を宣言する。

2 議長は、総会を総括して議場の秩序を保持し、議場の整理を行う。

3 議長は、議案を議題とするときは、その旨を宣言する。

(書記)

第10条 書記は、総会事務を処理し、定款第20条及び定款細則第9条6号に定める議事録作成者として、総会議事録を作成しなければならない。

(審議の原則)

第11条 議事は、原則として1件ずつ審議される。

(公開の原則)

第12条 議事は、原則として公開される。

(発言者)

第13条 発言するときは、議長に通告し、その指名を受けなければならない。指名を受けたときは、発言に先立ち、施設名又はそれに類する名称及び氏名を明確にし、議長が必要と認めたときは、発言終了後、その要旨を書面で5日以内に提出しなければならない。

(議案の提出及び動議)

第14条 総会に議案を提出するときは、その要旨を必要部数印刷し、総会の2日前までに会長に送付

する。

- 2 予算を伴う議案については、必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。
- 3 緊急の事情による動議の発議は10名以上の賛同者を必要とする。

第4章 採決

(採決)

- 第15条 議長は、採決しようとする議案の内容と方法を明確に告げ、その確認を得たうえで採決に入ることを宣言する。
- 2 採決の宣言後は、その採決の完了まで緊急事態の発生を除いては、会員の発言を認めない。
 - 3 表決の方法は、挙手、起立、記名及び無記名投票の4種とし、議長は、その方法を総会に諮って採決する。
 - 4 採決の順序は、原則として議案に対する反対、賛成の順序で行う。
 - 5 採決を行ったときは、議長はその結果を宣言する。

第5章 諸事

(議事録)

- 第16条 議長は、書記とともに議事録に署名し、総会終了後50日以内に会長に提出しなければならない。

(規則違反)

- 第17条 この規程に違反又は議長の注意に従わない者は、発言の停止又は退場させることができる。

第6章 雑則

(規程の変更)

- 第18条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。

附則

- 1 この規程は、平成25年4月29日より施行する。